

## 恩給審査会運営規則

(平成26年6月17日恩給審査会長決定)

恩給審査会令(平成21年政令第97号)第7条の規定に基づき、恩給審査会運営規則を次のように定める。

### (会議の招集)

第1条 恩給審査会(以下「審査会」という。)の会議は、審査会の会長(以下「会長」という。)が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催日時・場所及び議案を委員に通知しなければならない。

### (議長)

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

### (公開)

第3条 審査会の会議、議事録及び会議資料は非公開とし、議事要旨(開催日時・場所、出席委員、議題及び議事概要)は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これらを公開又は非公開とすることができる。

### (雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規則は、平成26年6月17日から施行する。